

有価証券報告書の訂正報告書

(第32期) 自 平成18年6月1日
至 平成19年5月31日

シグマ光機株式会社

埼玉県日高市下高萩新田17番地2

(371067)

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 20 年 2 月 27 日

【事業年度】 第 32 期（自 平成 18 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 5 月 31 日）

【会社名】 シグマ光機株式会社

【英訳名】 SIGMA KOKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 玲二

【本店の所在の場所】 埼玉県日高市下高萩新田 17 番地 2

【電話番号】 0 4 2 - 9 8 5 - 6 2 2 1

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 菊池 健夫

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区緑 1 丁目 19 番 9 号

【電話番号】 0 3 - 5 6 3 8 - 8 2 2 1

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 菊池 健夫

【縦覧に供する場所】 シグマ光機株式会社 東京本社
(東京都墨田区緑 1 丁目 19 番 9 号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 4 番 9 号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 8 月 30 日に提出いたしました第 32 期（自 平成 18 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 5 月 31 日）有価証券報告書の記載の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第 4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(6) 省略

(7)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定めております。

(8)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。

(訂正後)

(1)～(6) 省略

(7)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定めております。

これは、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

(8)取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できる環境を構築するためのものであります。

(9)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。